

## 平成30年度 公益社団法人 日本技術士会 中部本部

## 冬季講演会(例会)及び交流会 報告書

1. 名称 「冬季講演会(倫理シンポジウム)」
2. テーマ 「人権にかかわる諸問題と我々技術者」～多様性社会における人権問題に、技術者はどう対応するべきか～
3. 日時 平成30年12月1日(土曜日)13:20～16:50 (交流会 17:30～)
4. 場所 名古屋都市センター11階 ホール (JR・名鉄 金山駅南口)
5. 参加人数 冬季講演会(例会) 53名(うち会員外8名)、交流会25名
6. 講演会参加費 正会員・準会員1,000円/一般2,000円/学生無料/建設系CPD協議会加盟団体会員1,000円
7. 交流会参加費 一人4,000円
8. 主担当 麻田委員 [CPD委員会メンバー]
9. 司会 例会(小島委員)、交流会(森川委員) [ともにCPD委員会メンバー]

## [講演会]

開場、受付開始 13:00

渡邊本部長挨拶 13:20～13:30

- イ) 更新制度の大枠が固まり、技術士制度の全体像の在り方に議論が移りつつある。特に技術士の国際通用性に関する議論が活発になっている。技術士資格の国際通用性を実現するためにはIEA総会で採択された「(GA及び)PCプロフィール」に制度を準拠させる必要がある。そしてこのためには総合技術監理部門の位置づけや修習技術者とIPD(初期専門能力開発)の在り方といった喫緊の課題を解決する必要がある。今後も議論検討を続ける。
- ロ) 2020年に名古屋で日本技術士会の全国大会が開催される。東京オリンピックと同時期の開催になるので、これを機に大いに盛り上げたい。社会産業構造が激変する中、技術士の社会的有用性を如何に高めるかが重要である。これを念頭に大会を企画していきたい。皆様のご協力をお願いする。

テーマの趣旨説明 比屋根(ひやごん)倫理副委員長 13:30～13:35

一般的に日本は人権の分野が弱く、これがグローバル化にとってリスクになり得る。については今回グローバル化と人権との関わりをテーマにした。お二人のご講演を拝聴し会場の皆様とも議論したい。お二人の先生への質問票を配布したのでご講演後に提出願いたい。

講演1 「グローバル化時代の人権問題-民族・女性・LGBT-」 13:35～14:30

愛知教育大学 社会科教育講座 准教授 真島 聖子 氏

【講演内容】 グローバル化と人権との関わりをテーマに民族・女性・LGBTについてご講演をいただいた。ロヒンギャ問題、ジェンダーギャップ、女性の社会参画、買春規制、同性愛など幅広いテーマについてご自身の教育現場でのご経験を交えた貴重なお話を拝聴した。(ご講演後、先生への質問票に記入・回収:5分)

講演2 「技術者に身近な人権問題 ～組織内外の問題を中心に～」 14:40～15:40

弁護士(愛知県弁護士会所属) 庄司 俊哉 氏

【講演内容】 パワハラ・セクハラ・マタハラについて裁判所の判例をいくつかご説明いただいた。毎年百万件以上の労働相談があり、いじめや嫌がらせに関する労働紛争が最も多い。これらに関する職場での身近な話題をテーマにわかりやすくご説明いただいた。また弁護士会の活動についてもご紹介があった。最後に今の社会には“寛容さ”が必要ではないかとの先生のご意見をいただいた。(ご講演後、先生への質問票に記入・回収:5分)

パネルディスカッション 「人権と人権問題への理解を深める」 15:50～16:50

【会場からの質問:技術士に関するイメージについて】 [談:真島先生]

技術士という資格は知らなかった。しかし理科支援の話聞き、理科以外に社会の授業でも技術士と協力できるので

はないかと感じた。子供たちに産業について教える上で技術士の力を活かせると思う。

【会場からの質問:損害賠償や慰謝料の算定方法について】[談:庄司先生]

明確な算定方法はなく、算定にあたっては弁護士に相談してほしい。裁判所がアンケートなどにより独断で決める場合もある。交通事故の場合、損害賠償はおよそ3千万円、慰謝料は1~2百万円というオーダーが一般的である。

【会場からの質問:女性の社会参画の方法について】[談:真島先生]

女性が社会で活躍するためには、男性が楽をすることそして女性が引き受けることが必要だ。社会に出ると苦労や責任をそれだけ多く負うことになる。これらを引き受ける覚悟が女性にも必要である。

【会場からの質問:人権問題と倫理との関係について】[談:比屋根司会者]

技術者倫理として扱っている問題は全て人権問題に関連する。人権問題に対し理解を深めることが倫理感の向上につながる。人権について学び社会の動向に合わせて価値観を変えていくべきだ。

【会場からの質問:ハラスメントの判定基準について】[談:庄司先生]

ハラスメント行為があったからといって必ず損害賠償が発生するわけではない。法的には行為と損害との因果関係や受忍限度を超えたかどうかなどにより判断される。一般人ならばどうかという判断基準で考えるとよい。なお、具体例を多く学ぶことにより判断基準のイメージが湧くようになる。一方、裁判所が独断で判断する場合も多く、判断基準を常に明示することは難しい。

【会場からの意見:社会が目指すべき全体像を考えるべき。資本主義や民主主義の正常化など。】[談:真島先生]

今の社会には、庄司先生が協調された“寛容さ”とともに“協働性”が必要だと思う。“寛容さ”と“協働性”の両輪がエンジンとなれば社会が良い方向に向かうのではないかと思う。“協働性”とはそれぞれ立場の違う個人が専門性を活かしながら成果を出しそして互いに価値を認め補完しあうことである。このような社会を目指すべきだと思う。

【真島先生のご経験より】[談:真島先生]

知立東小学校に勤務されていた頃のご経験。この小学校は公営団地にあり日本人の生徒より外国人の生徒の方が多い。言葉の問題、保護者との意思疎通の問題、お便りの出し方などいろいろルール作りで苦労した。外国人の子供たちのキャリア形成の制度が日本は遅れている。外国人がこれからさらに増えるに従い制度作りを急ぐべきだ。また社会もこれらの問題に関心にならなければならない。

【最後に司会者より】

倫理に絶対的なものはなく、最後は互いのコミュニケーションで決まる場合が多い。また倫理問題はケースバイケースであり、問題が起こった時は一人ひとりに向き合い話し合うことが大切だ。技術者も会話力やコミュニケーション力を磨くべきである。

## [交流会]

- ・ 会場「竹取御殿 金山店」 / 時間 17:30~19:30 / 参加者25名
- ・ 挨拶:渡邊本部長、乾杯:水野理事、中締め:平田事務局長



真島先生 ご講演



庄司先生 ご講演



比屋根氏、真島先生、庄司先生  
パネルディスカッション